

令和7年度
米子市会計年度任用短時間勤務職員採用試験
受 験 案 内
(児童発達支援員)

令和7年12月4日
米子市

【募集内容】

募集職種	採用予定人員	職務内容
児童発達支援員	1人	米子市立あかしやに勤務し、障がいのある就学前の児童に対し、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練や保護者への支援を行います。

【受付期間】

令和7年12月4日（木）～令和7年12月18日（木）

- ・土曜日、日曜日及び祝日を除きます。
- ・受付時間は、午前9時～午後5時までです。
- ・郵送による申込みの場合は、令和7年12月18日必着で受け付けます。

【試験日・試験場所】

試験日	試験場所
*応募者に別途お知らせします。 申込後、随時試験を実施します。	米子市福祉保健総合センターふれあいの里 (米子市錦町1丁目139-3) *詳しくは応募者に別途お知らせします。

1 採用職種・採用予定人員・職務内容

募集職種	採用予定人員	職務内容
児童発達支援員	1人	米子市立あかしやに勤務し、障がいのある就学前の児童に対し、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練や保護者への支援を行います。

2 受験資格

- 年齢、性別は問いません。
- 児童福祉法に基づく保育士登録を受けている方（令和8年1月31日までに登録見込みの方を含む）。
- 普通自動車運転免許（AT限定可）を有する方。

次に掲げる地方公務員法第16条に定める項目に該当する人は、受験できません。

- ・米子市職員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない者
- ・拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- ・日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

3 試験日程及び会場

試験日	試験場所
*応募者に別途お知らせします。 申込後、隨時試験を実施します。	米子市福祉保健総合センターふれあいの里 (米子市錦町1丁目139-3) *詳しくは応募者に別途お知らせします。

4 試験方法及び内容

試験科目	配点	試験の内容	時間
作文試験	100点	文章による表現能力についての筆記試験	—
面接試験	200点	人柄などについての面接試験	—

○ 合格者の決定

- ・作文試験と面接試験の得点を合計した得点の高い順に決定します。
なお、作文試験、面接試験には一定の基準があり、この基準に満たない場合は、合計得点にかかわらず不合格とし、合格者数が採用予定人数を下回る場合があります。
- ・予算編成や予算の議決の状況等によっては、採用にならない場合があります。

5 受験手続

区分	内 容
提出書類	<ul style="list-style-type: none">・受験申込書 及び 自己紹介カード 各1部<ul style="list-style-type: none">○受験申込書及び自己紹介カードに必要事項を記入のうえ、写真を貼付してください。・作文課題（所定様式400字以内） 「障がいのある子どもとその家族への支援に関して、信頼される保育士となるために、あなたが最も大切にしたいことを述べてください。」
申込先	<p>米子市こども総本部こども相談課（ふれあいの里1階） 〒683-0811 米子市錦町1丁目139番地3 電話（0859）23-5467</p> <p>[持参により申し込む場合] ○ こども相談課へ、直接ご持参ください。</p> <p>[郵送で申し込む場合] ○ 封筒の表に赤字で「採用試験（児童発達支援員）受験申込」と書いてください。</p>
試験日の連絡	<p>申込者（郵送による申込者を含む）には、受験日時を受験申込書の現住所欄の電話番号に後日連絡します。</p> <p>○12月25日までに連絡がないときは、米子市こども総本部こども相談課に問い合わせてください。</p>

○ 受理した提出書類は、返却しません。

○ 詳しいことは、米子市こども総本部こども相談課にお尋ねください。

6 試験結果の発表

区分	発表時期	発表の方法
最終合格者	1月中旬	合格者に対し、郵送により通知します。

7 採用予定日

令和8年2月1日

8 勤務条件

区分	内 容
報酬	<p>報酬は、月額168,794円です。</p> <p>・このほかに通勤手当相当の額、期末手当及び勤勉手当がそれぞれの条件により支給されます。</p>
勤務時間	<p>勤務時間は、1週間当たり32時間です。</p> <p>・1日の勤務時間は、原則として午前8時30分から午後5時15分までの間で、1日につき7時間45分を限度として割り振られます。</p>
任用期間	<p>任用期間は、令和8年2月1日から令和8年3月31日までです。</p> <p>・任期満了後、人事評価等に基づく再度の任用を行う場合があります。再度の任用を行う場合は、年度ごとに勤務実績、健康状態等を考慮の上、決定します。 (職の改廃等がある場合を除く。)</p> <p>・再度の任用時において、前年度までの会計年度任用短時間勤務の経験を加えて市長が定める上限の範囲内で、再度報酬月額を定めます</p>
勤務地	<p>勤務地は、米子市立あかしやです。</p> <p>(米子市夜見町330番地3)</p>
その他	健康保険（鳥取県市町村職員共済組合）、厚生年金及び雇用保険の適用があります。

○ 採用時までに給与改定・制度改正があった場合は、それによります。